

資料編

資料編

1 葉山町子ども・子育て支援事業計画策定経過

| 年月日 | 会議等 | 内容等 |
|--|-----------------------|--|
| 平成 25 年 7 月 22 日 | 第 1 回葉山町子ども・子育て会議 | ○ 次世代育成支援行動計画の実施状況について ○ 就学前児童ニーズ調査について |
| 平成 25 年 9 月 9 日 | 第 2 回葉山町子ども・子育て会議 | ○ 就学前児童ニーズ調査について |
| 平成 25 年 11 月 25 日 | 第 3 回葉山町子ども・子育て会議 | ○ 就学前児童ニーズ調査について ○ 小学生対象ニーズ調査について |
| 平成 25 年 11 月 7 日 ～平成 25 年 11 月 30 日 | 就学前児童ニーズ調査 | |
| 平成 26 年 1 月 20 日 ～平成 26 年 1 月 31 日 | 小学生対象ニーズ調査 | |
| 平成 26 年 3 月 3 日 | 第 4 回葉山町子ども・子育て会議 | ○ ニーズ調査の結果について |
| 平成 26 年 4 月 14 日 | 第 5 回葉山町子ども・子育て会議 | ○ 今後 5 年間の量の見込みについて |
| 平成 26 年 6 月 2 日 | 第 6 回葉山町子ども・子育て会議 | ○ 今後 5 年間の量の見込みについて ○ 地域子ども・子育て支援事業について |
| 平成 26 年 7 月 14 日 | 第 7 回葉山町子ども・子育て会議 | ○ 教育・保育の確保方策について |
| 平成 26 年 9 月 29 日 | 第 8 回葉山町子ども・子育て会議 | ○ 教育・保育の確保方策について |
| 平成 26 年 11 月 7 日 | 第 9 回葉山町子ども・子育て会議 | ○ 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について ○ 計画の基本目標・重点施策について |
| 平成 26 年 12 月 15 日 ～平成 27 年 1 月 13 日 | 計画素案に対するパブリックコメント | |
| 平成 27 年 1 月 26 日 | 第 10 回葉山町子ども・子育て会議 | ○ パブリックコメントの結果報告 |
| 平成 27 年 1 月 29 日 | 計画素案に対するパブリックコメント結果公表 | |
| 平成 27 年 3 月 6 日 | 第 11 回葉山町子ども・子育て会議 | ○ 子ども・子育て支援事業計画の策定について |

2 葉山町子ども・子育て会議条例

葉山町子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成25年3月15日

葉山町長 山 梨 崇 仁

葉山町条例第10号

葉山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、葉山町子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 葉山町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理す

る。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葉山町条例第201号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

| | |
|-----------------|---------|
| 地域福祉計画策定委員会委員 | 規則で定める額 |
| 予防接種健康被害調査委員会委員 | 規則で定める額 |

」を

「

| | |
|-----------------|---------|
| 地域福祉計画策定委員会委員 | 規則で定める額 |
| 子ども・子育て会議委員 | 規則で定める額 |
| 予防接種健康被害調査委員会委員 | 規則で定める額 |

」に改める。

3 葉山町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間 平成25年6月1日～平成28年5月31日

| 氏名 | 現委員 (※) | 所属 |
|--------|------------|--------------------------------------|
| 鈴木 力 | | 関東学院大学准教授（平成25年6月1日～平成26年9月8日） |
| 寶川 雅子 | 会長 | 鎌倉女子大学講師（平成27年3月1日～） |
| 武谷 廣子 | 副会長 (※) | 医師（葉山町母子保健健診医） |
| 松尾 真弓 | (※) | 葉山にこにこ保育園（認可保育所） |
| 角井 行雄 | (※) | あおぞら幼稚園（逗葉私立幼稚園協会） |
| 柴田 みゆき | (※) | 保育園父母代表 |
| 木下 智美 | | 幼稚園父母代表（平成25年6月1日～平成26年5月31日） |
| 溝端 裕子 | (※) | 幼稚園父母代表（平成26年6月1日～） |
| 横田 眞澄 | | 葉山町主任児童委員（平成25年6月1日～平成25年11月30日） |
| 鹿嶋 千尋 | (※) | 葉山町主任児童委員（平成25年12月1日～） |
| 野北 康子 | (※) | NPO法人 葉山っ子すくすくパラダイス |
| 森田 千穂 | (※) | おひさま保育室（認定保育施設） |
| 倉上 みゆき | (※) | 小学生父母代表 |
| 井上 恵子 | | 学童保育父母代表（平成25年6月1日～平成26年5月31日） |
| 滝澤 美智子 | (※) | 学童保育父母代表（平成26年6月1日～） |
| 菅原 美子 | (※) | 公募委員 |
| 鈴木 佳野 | (※) | 公募委員 |
| 山浦 彩子 | (※) | 葉山町子育て支援センター ぽけっと |
| 守屋 浩子 | (※) | 葉山保育園（公立保育所） |
| 中世 貴三 | | 一色小学校（小学校長会代表）（平成25年6月1日～平成26年3月31日） |
| 南 森生 | (※) | 長柄小学校（小学校長会代表）（平成26年4月1日～） |
| 加藤 智史 | (※) | 葉山町社会福祉協議会 |
| 寺田 勝昭 | | 鎌倉三浦地域児童相談所（平成25年6月1日～平成26年3月31日） |
| 加藤 昌代 | (※) | 鎌倉三浦地域児童相談所（平成26年4月1日～） |
| 佐藤 弘美 | | 鎌倉保健福祉事務所（平成25年6月1日～平成26年3月31日） |
| 重松 美智子 | (※) | 鎌倉保健福祉事務所（平成26年4月1日～） |
| 沼田 茂昭 | | 葉山町教育委員会生涯学習課（平成25年6月1日～平成26年3月31日） |
| 梅田 仁 | (※) | 葉山町教育委員会生涯学習課（平成26年4月1日～） |

（順不同、敬称略）

子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）

平成25年8月6日に内閣府子ども・子育て新制度施行準備室より事務連絡にて基本方針の概ねの案が示されました。この基本方針は、法第60条第1項に基づき内閣総理大臣が定めるものです。

基本指針とは

- 子ども・子育て支援の意義、制度に関する基本的事項、地方自治体の事業計画の作成に関する事項、関連施策との連携等を定めたものです。
- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を策定します。
- 基本指針を定め、または変更しようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととなっています。

基本方針の記載内容は次のとおりです。

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 二 子どもの育ちに関する理念
- 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

- 一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方
- 二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

- 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
- 四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項
- 五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項
- 六 その他

- 第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

か 行

◆「確認」制度

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(子ども・子育て支援法(以下、法という。)第31条)

※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。

◆家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

◆教育・保育施設

「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)

◆居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、障害、疾患などで個別ケアが必要な場合に、保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

◆子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)

◆子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。(法第7条)

さ 行

◆事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)

◆施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）

◆児童厚生施設

児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。（児童福祉法第四十条）

◆市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）

◆市町村等が設置する「子ども・子育て会議」

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本市では、計画の策定等に関し、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くために設置し、事業計画の策定の他、計画の推進及び進行管理に関すること等を協議事項としている。

◆小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）

た 行

◆地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）

◆地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）

◆地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）

◆特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）

◆特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第29、43条）

な 行

◆ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念。

は 行

◆保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条)

【参考】認定区分

- ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

や 行

◆幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。(認定こども園法第2条)

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。

わ 行

◆ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。